

福 利 厚 生

第 1 節 概 要

教職員の福利厚生については、教職員の生活安定と福祉の向上を目指し、県教育委員会、公立学校共済組合及び財団法人福島県教職員互助会の三者が緊密な連携を保ち、各種事業を実施した。

短期給付事業については、教職員の病気、負傷、出産、死亡、休業若しくは災害、又は被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関し、法律等に基づく適切な給付を行った。

なお、昭和62年5月1日より共済組合の被扶養者の認定基準が改正され、所得限度額が年額90万円から100万円に引き上げられた。

また、任用期間のある教職員の共済組合員資格（互助会員資格）については、これまで一発令の任用期間が6月にわたる場合に任用の初日から取得するものとして取り扱ってきたが、昭和63年3月31日をもってこの取扱いを廃止した。従って、昭和63年4月1日以降は、地方公務員等共済組合法等の趣旨に則り、12月の待機期間経過後、引き続き任用される場合に限り、資格を付与されることとなる。

長期給付事業については、恩給の年額が昭和62年4月1日から改定され、基本額を2.0%増額し普通恩給等の最低保障の改善などがなされた。また、共済組合が支給する年金の額

について、昭和60年の消費者物価指数に対する昭和61年の消費者物価指数の比率を基準として、昭和62年4月分以後0.6%引き上げられた。

福祉、厚生事業については、教職員の健康管理を重点事業とし、成人病の早期発見のため、人間ドック、婦人科検診の充実を図った。

貸付事業においては、住宅貸付金の貸付利率が昭和62年8月1日より特例期間中に限り年5.76%から年4.98%に引き下げられ、昭和63年1月分償還より実施した。

なお、昭和62年8月より昭和62年12月までの過納額は昭和63年1月に直接本人に返還した。

第 2 節 退 職 給 付

昭和62年度の教職員等に対する退職給付等の執行状況は、次のとおりである。

1 恩 給

(1) 支給人員及び支給額

① 支給人員及び支給額

普通恩給等の支給人員及び支給額は、次のとおりである。

学校種別	普通恩給		扶 助 料		退 隠 料		遺 族 扶 助 料		計	
	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額
小 学 校	693	1,185,399	620	699,785	24	27,698	6	4,606	1,343	1,917,488
中 学 校	194	415,377	231	283,643	16	18,389	5	3,824	446	721,233
高 等 学 校	—	—	—	—	4	6,085	7	6,422	11	12,507
盲・ろう学校	1	2,975	3	3,540	—	157	1	159	5	6,831
教育庁・その他	17	20,667	31	26,918	1	1,425	2	1,364	51	50,374
計	905	1,624,418	885	1,013,886	45	53,754	21	16,375	1,856	2,708,433

② 裁定及び失権

裁定を受けた者及び死亡等で受給権を失った者は、次のとおりである。

恩 給 種 別	裁 定	失 権
普 通 恩 給	0件	76件
扶 助 料	37	63
退 隠 料	1	4
遺 族 扶 助 料	2	2
計	40	145

(2) 恩給年額等の改正

恩給法等の一部を改正する法律(昭和62年法律第31号)が昭和62年5月29日公布された。

その主な内容は、次のとおりである。

① 恩給年額の増額

昭和61年度における公務員給与の改善(2.31%)、消費者物価、世論等を総合勘案のうえ、恩給年額の計算の基礎となる仮定俸給年額が、2.0%引き上げられた。

② 普通恩給等の最低保障額の増額

③ 寡婦加算の増額